

## 批評・紹介

## 東洋史學論集

東京教育大学東洋史学研究室編

第一集 昭和二十八年四月 清水書院

A 5判 三四〇頁 五〇〇圓

第二集 昭和二十九年九月不昧堂書店

A 5判 四五二頁 七〇〇圓

この書の第一集は中山久四郎先生の喜壽を祝って出版されたものであり、門下二十三人の方々の論文を集め、各人紙数が限定されているため内容は部分的又は概説的なもので研究の種類もまちまちであるが、それだけに讀むものには興味もあり、各々實證的に且つ要領よくまとめられている。無理に内容を統一して史觀まで決めてかかることは却って歴史の眞實から遠ざかる恐れがあり、むしろこの書の如き無統一の方が現在の東洋史學の在り方としては望ましいのではないか。第二集は出版の都合で「中國の社會と宗教」と題されているが、編集上第一集に次ぐものであり、長論文も含まれている。先づ第一集から順を追うて簡単に輪廓を紹介したいと思う。敬稱は略すことにする。

**第一集** 中國古代國家成立過程における「治水灌漑」の意義(木村正雄)。木村氏は中國古代の都市國家に着目し、特に秦の統一と鄭國策との關係を説いている。都市國家における城郭と田との關係、青銅器と灌漑、中國の土壤等についてはあまり明かにされてない。

郡縣制の起源について(鎌田重雄)。鎌田氏は郡と軍政との關係に注目し、郡は單に直領地として邊境に存したばかりでなく、特別軍政施行地域として措置がなされ、それ故に長官を守と呼んだのである。縣も軍賦徵收の對象として春秋中期以後整備されたのである。郡は縣より遅れて春秋末か戰國初に現れたものと見ている。この問題は木村氏と同じく、都市國家の發展の上からも考察する必要があると思う。

漢の國家における官僚の性格(葉山治三郎)。漢初に官僚機構が作られる時從來の豪族の勢力がなお残っており、漢室は布衣の徒から出た功臣官僚を彼等の上におくことよって豪族を抑えんとした。しかるに功臣官僚の多くは沛郡地方の出身者であり、漢室自身が一大豪族集團をなし、集團内における家父長權をめぐって種々の對立があり七國亂等の叛亂となつたが、亂後官僚を廣く社會から求めることよって帝權が確立されたとなす。

方術と道術(酒井忠夫)。酒井氏は正史や諸子の中から博く語彙を集め、前漢における道術は經術が主要素となりて聖人の道の術という意味であり、この道術を中心にして諸々の方術が末に位する。但し數・術・方・道は相互に通用するものがあつた。後漢になると讖緯説が起り、宗教的超人間的ものが道術の中に入ってくる。かくて方術の士も佛教の僧も共に道術を行うものとされるに至つた。この問題は道教成立の上に關連してくるものである。

北魏の客禮について(佐久間吉也)。北魏が南朝側より受入れた人々の本眞・前歴・客禮・官位・爵位等を検討し、それぞれ丁寧な説明が附せられている。崔道園・沈子秀の如く北朝に入りて後又南

朝側に復歸した者もあり、當時の複雑な政情や民族を考える上の手がかりが示されている。

河西史の基礎構造（前田正名）。従来東西交流の上から見られてきた河西史につき、河西自身の有する畜産・農産・林産・鉱産等の物力を解き、その立場から姑臧附近の政治や歴史地理を見ていることは興味を覚えさせられる。

新羅の村主について（村上四男）。史料として昌寧碑文を取上げ、村主即ち村干は地方土着の門閥勢家であり、國家が集權化する迄は國王と村主との地位の隔りは少なかったこと、及び村主の起源と新羅國の成立の問題に及んでいる。村主は我國上代史と關係を有するものであり、この點他日の發表を期待する。

于闐の名刹ゲマティ寺について（光島 督）。法顯・玄奘とも關係深きゲマティ寺（瞿摩帝寺）とゲウトシャン寺（牛頭山寺）とは、従来別個の寺院と考えられているが、光島氏はこの兩寺の名を検討した結果、初め所在地名に關係して名附けたのがゲマティ寺で、それが中國で意譯されて牛頭山寺となり、更にそれがチベット文典中に音譯されてゲウトシャン寺となったもので、この兩寺は原來同一のものであると結んでいる。今のところ限られた資料からは、一つの説として受容られるであろう。

附國についての考（伊瀬仙太郎）。隨書の附國につき、その四周なる嘉良夷・女國・薄緣夷・黨項を検討して、それらが附國と直接するか否かを確かめ、王庭を德格附近と推定し、附國の疆域を四川省西部より西は昌都地方まで、北は巴顏喀拉山脈の南邊より南は雅江、巴安の北方までとする。これも今日の資料では不備の點があり、

斷定を下す迄にはなお異論があると思う。

南詔國の佛教に就いて（藤澤義美）。南詔の貴族佛教の根幹は唐の系統を引くものであること、特に南詔蒙氏一族と共に榮えた崇聖寺の創建年代について諸説を批判し、蒙氏が大理附近へ遷都した後、五代王閣邏鳳頃としている。南詔國の佛教移入について、唐以外の系統も考えられるとすれば、その解明を望むものである。

隋の煬帝と天台大師智顛（山崎 宏）。智顛の説く天台の諸法實相が、眞と俗とを融合し人間のありのまゝを見るものであり、その點よりして智顛は多角的性格の晋王宏（煬帝）を捨てず、むしろその將來を期待していたこと、又晋王宏が智顛を篤く尊崇せることを説く。智顛の諸法實相がその基礎に老莊を有し、中國的な思想を展開していることは同感で、この點の究明を期待する。

唐代に於ける屯田經營の一考察——主として直接耕作者について——（中村篤二郎）。貞觀より開元にかけて、兵士の且戰且耕による邊境型より一般百姓による畿内型に移りつゝ、ありしこと、唐初より畿内型の經營を行っていた屯田は均田され、均田的な性格をもつ型から宋代の佃戸的な性格に移る過程をのべている。直接耕作者の型態を考定し、その推移をのべた所に主眼點がある。

五代における經濟政策の推移——特に後梁と後唐の場合——（吉田 寅）。後梁の富強には王朝の商業的行爲の裏付けは未だ大ではなかつたが、後唐以後の經濟政策には、國家權力を背景とする商業行爲が推進されていることが支配的傾向であり、それは塩等の專賣から起る犯法行爲に對して、商業政策への關心が一段と高められたからであるという。

方田均税法の實施地域に關する考察(東一夫)。方田均税法が王安石新法の中で占める位置を考え、本法が稅制紊亂を正すために設けられた點を明かにし、その實施區域が契丹・西夏に接する緣邊地區に先づ重點的に施行されたことを述べている。

南宋廣馬考——その發端と終局とについて——(藤本光)。廣馬とは廣南の馬のことであるが、廣南土産の馬は寧ろ馱馬であつて、實は雲南(大理國)高原の駿馬を購入したのであり、而もこれを廣馬と稱した所以は、廣西路を通じて購入した爲であるとし、廣西買馬の事情をその發端と終局につき述べている。蒙古の大理遠征の理由の一つは、四川と共に雲南地方を征定することにより、南宋の戰馬の補給源を根絶せんとしたものであるという説も首肯できる。

元の怯怛口と滕臣(岡本敬二)。熱河シラ・ムレン畔の張氏先塋碑をとりあげ、モンゴル文の *Setim khobesid* を媒介することに より怯怛口が滕臣・滕人に當ることを確認し、小野川秀美氏が突厥碑文譯注に「妾?」と譯せるトルコ語起源の *kehtim* という語が中國で怯怛と音譯され、更に怯怛口(戸)となつたものと推測している。なをこの點から元朝秘史の明譯及び那珂譯についても意見をのべている。

明初の内閣について(栗林宣夫)。太祖の創めた獨裁君主の輔臣機關が、成祖によつてその武人的性格や即位の事情等により、密偵政治などに現れた獨裁的側近政治の傾向が反映し、内閣が一層私的なものになつたという。つねに側近者によつてつくられる内閣が次第に外閣に出てゆくことを繰返す中國の政治型態についても、一考する要があるであらう。

十四・五・六世紀朝鮮における火藥(宮原鬼一)。中國より火藥を移入するに功ありし高麗の崔茂宣についてのべ、その燃焼性爆炸性としての大砲の技術は勝れていたが、原料及び生産が王室の獨占・祕法であつて、社會的經濟的勢力を缺いていた爲停滯に陥つた所以を、李朝社會との關連において述べている。更に西歐より傳えられた射撃性鐵砲との關係において、朝鮮の役が東洋の火器の歴史の上に占める重要性を指摘している。

艾儒略 Giulio Aleni の中國教育史上における地位——西學凡を中心にして——(多賀秋五郎)。利瑪竇になつて中國文化と協調的態度を持した宣教師艾儒略の著「西學凡」につき、それが儒學と科學との關係をのべ、中世的なりし彼の教育法が、アジア社會の教育制度と比較すればなお進歩的であり近代적であつて、中國の教育制度が遂にそれを攝取し得なかつた所以をのべている。ジュスイットの妥協的な態度が、中國に與えた影響を軽く見過ぎないことが大切であると思ふ。

太宗皇太極の民族政策(水原重光)。滿洲民族主義と共に、漢人の協力を利用し漢人を以て漢人を制するという政策が、太宗のときに定められたことを説いている。異民族がかかる二重政策を取ることとは、多かれ少なかれ六朝時代より顯著に見られることであり、その中にあつて清朝の政策が如何なる特殊性を有するかを明かにする必要があるであらう。

創設當時の綠旗兵——林起龍の「綠旗兵制更定論」等を中心として——(橋木野宣)。順治十六年に完了されたと見る綠旗兵が、三藩亂迄は起用されることなく、その存置さえ危ぶまれたこと、その

中であつて林起龍の更定論が、六十萬の無制の綠旗兵を二十萬の有制の師として活用し、滿兵のみに俟つ現狀を打破せんとし、その他種々の改革意見をのべ、世祖によつてその一部が取入れられた次第をのべている。

廣學會と變法運動(序)——廣學會の設立について(菊池貴晴)。英米獨等新敎國家の敎士と、同じく在支官僚實業家の團體として中國近代化に資した廣學會について、その設立・組織・出版その他の事業等について紹介し、それが中國の政治・經濟・學術・文化等に貢獻する一方、帝國主義の走狗となつた點もあることを述べている。その變法論の内容等について更に發表あらんことを望む。

隋朝州郡攷(福島繁次郎)。文獻通考六職官考や通典六梁の條等により、州郡が大中正の異稱であり、郡正は又郡中正の異稱であると論じているが、附記に嚴耕望氏の「北朝地方政府屬佐制度考」を参照することにより、州郡と大中正とは同職異稱なりとする自説の非なるを認め、たゞ隋に中正制が存在しなかつたという結論を確定してゐる。

第二集 唐・明・清律の比較(小竹文夫)。内容は(一)「唐律に有つて明律に無い條項」(1)「以官當徒」より(2)「在市人衆中驚動」まで、(二)「明律に有つて唐律に無い條項」(1)「軍官軍人犯罪免徒流」より(2)「搬做雜劇」に至るまでを、各々それらが削除され又は増加された理由につき社會事情の上から説明し、(三)「唐明律ともに有るが内容をやゝ異にする條項」において、明律の處分が全般的に輕くなつてゐることを説き、次に清律については、初め明律をそのまま踏襲したが、雍正三年に完成したものは多少の異同あることを、實例に

ついで述べている。律以外の條例の變遷については他日の發表を期待して已まぬ。

西域買に對する唐の征稅について(伊瀨仙太郎)。開元五年湯嘉惠を安西部護兼北庭都護となし、翌年安西節度使に任ずることにより、西域の軍事面を一元化すると共に、彼の奏請により都督府中心に征稅が行われたが、中央の西域に對する負擔を輕くする爲にしたものが結果的には變化はなかつたという。西域と廣州とを比較した點、西域の商業的雰圍氣を背景とする官憲と征稅との關係等は殊に興味を引く。終りに征稅の影響として、唐の西域買との官貿易が、河西又は西域諸都市を市場とする私貿易に移つて行つたことをのべている。

吐蕃と河西九曲(前田正名)。農耕民の土地利用は、土地占據・築城・確保・耕作・播種・手入れ・收穫という過程を経なければならぬが、牧畜によるものは、土地占據・守備施設・放牧という順序で簡單且つ速かになされる。よつて河西九曲を占據した吐蕃が如何に大侵寇を容易にしたかを、河西の歴史地理により、軍事的經濟の見地から精しい觀察を試みている。

北宋末における趙霖の水田政策について(長瀬守)。新法黨は治田主義、舊法黨は治水主義であるが、趙霖は舊法系に出でながら新法の治田主義をも併せ、官の支配を受けつつ、その治水策たる開浦篇、置閘篇、築圩篇の三説を、浙西地域に施した實情についてのべている。その特殊な知識は一般に參考になることが少くない。

北宋の鑛山經營(千葉 昶)。資本と勞働力の上から見て、(一)政府が資本と勞働力を用意し、役兵或は坑丁を雇募して行つもの、(二)

政府の管理下において民間人に採掘製錬を擔當させ、政府がその生産品を徵税し並に利買の法により收納するもの(抗治戶)、(三)特定の民間人を召募して一定の額を以て鑛山を請負わしめ、その生産品を政府が收納する方法(承買)の三つの經營方法あり、その何れにおいても究極において鑛産物の大部分は政府が收納し、民間の自由處分は法律によつて禁じられていたという。南宋の場合と併せ考えることが望まれる。

宋代弓箭手の研究〔前篇〕(小笠原正治)。唐宋五代の軍閥の遺制たる官の調發にかゝる民兵の中、陝西北邊に配置されたものが基礎となり、自衛的に應募した邊民が直接の對象となり、眞宗の景德二年應募・給田の特色を具えた弓箭手が成立した。弓箭手の軍事的構造においては、招置・逃亡・刺手・補充・管轄・恩典・罰則等を論じ、經濟的構造において、二頃(有馬者五十畝)を原則とする給田が本質的には官田の貨與であつて、給田された人及び子孫が弓箭手である限り永く用益權が與えられていたこと及び納租の額等についても考證している。前篇のみであるが、長論文で詳細をつくしている。

里甲銀に關する考察(栗林宣夫)。初めに上供と里甲の負擔についての、次に正徳から嘉靖にかけて農村の衰耗が役の全面的改革を促進し、銀納化、役割當に田土をくり入れること、負擔を甲單位より府州縣單位にわり當てること、賦役の銀納化を更に統一して一條編化するに至る過程を説いている。

袁了凡の思想と善書(酒井忠夫)。袁了凡の著書のうち、立命篇・省身錄・廣生篇・陰騭錄・四書訓正・袁先生四書訓兪說等、内閣文庫本を使用することによつて考察を新たにし、袁了凡は初め宿命

説であつたが、雲谷禪師に従つてより、凡人は命數に支配されるが極善極惡のものは命數を超えてゆくという思想を得、これより功過格の實踐に努めたことなど、善書の思想と儒佛道三教交渉の問題に觸れている。命數を否定するということ、命數を超えるということとの區別をはつきりする必要があると思ふ。

新教中國傳道の開拓とイギリス東印度會社(田中正美)。ロバート・モリソンはアメリカの好意により同地經由で廣東に着き、その倫敦傳道協會より與えられた任務が中國語の研究という學術的な方面にあつたことが、商業資本の獨占体として貿易のためには清朝政權に追隨し傳道事業に對して排他的であつた東印度會社の立場を直接に侵害するものでなかつたこと、且つモリソンは會社のロバート・ヤストートンと親交を得、自らも會社に就職することによつて、舊教禁壓後の諸困難を克服して中國に新教傳道を開拓し得た事情をのべている。若し中國側の資料が併せ用いられるならば、一層具體的なものになのであろう。

荷澤神會禪師考(山崎 宏)。北宗排擊を行つた荷澤神會について、神會を終始好意的に觀察する胡適氏と、これを偏狹なる勢力争いなりと見る宇井博士と兩説あるに對し、山崎氏は別に神會の背景として荷澤宗に關連する當時の士人の傳記を檢討し、神會が北上することにより、舊勢力は北宗禪に止まり、新勢力が神會に共鳴したが、神會をとり卷くものは未だ新士大夫としての脱皮も安祿山亂後新興軍閥との結びつきも不完全であり、荷澤宗は所詮禪宗史上過渡的な存在であり、その點胡適氏の現代中國思想史上における關係とも通ずるものがあると見てゐる。

以上いさゝか内容の一端を紹介し、所々粗末な所感を附記するに止めたが、將來第三集以下順を追うて世に出ることを祈るものである。

(村上嘉實)